

下関港長州出島産業振興用地成功報酬型土地売却仲介制度業務  
条件付き公募実施要領

1 目的

下関港長州出島産業振興用地内の分譲に係る誘致対象企業の探索及び下関市と誘致対象企業が市有財産売買契約を締結するに至るまでの交渉に関する一切の業務及びその附帯業務を委託することにより、民間の知識やネットワーク等を活用し、一層の企業誘致及び分譲促進を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関港長州出島産業振興用地成功報酬型土地売却仲介制度業務
- (2) 業務内容 下関港長州出島産業振興用地成功報酬型土地売却仲介制度実施要領（令和2年5月1日制定）の定めるところによる。
- (3) 業務委託期間 業務委託の契約を締結した日から同日の属する年度の3月31日までとする。なお、業務委託の期間は、更新することができるものとする。
- (4) 指定区画 別紙1指定区画一覧に示すとおりとする。なお、指定区画は変更となる場合があり、最新情報は下関市のホームページに掲載するものとする。

下関市ホームページ 「下関港長州出島産業振興用地成功報酬型土地売却仲介制度業務に係る条件付き公募の実施について」

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1589159039309/index.html>

3 委託料の金額

土地売買代金の総額に3.3パーセントを乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定める報酬の額が改正されたときは、下関市と委託業者による協議の上、当該報酬の額の範囲内において委託料の金額を変更することができるものとする。

4 公募期間

令和2年（2020年）5月11日（月）から  
令和3年（2021年）2月26日（金）まで

5 参加資格要件

次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 次のいずれかの要件に該当する者

- ア 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下、「法」という。）第3条第1項に規定する免許を受けて宅地建物取引業を営む者（法人に

限る。) であること。

イ 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項に規定する免許を現に保有し、及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項に規定する認可を受けている金融機関で、かつ、法第 77 条第 3 項に規定する国土交通大臣宛ての届出を行っている者であること。

(2) 次の要件を全て満たす者

ア 過去 5 年以内に、法第 65 条に規定する指示又は業務の停止を受けていない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条に規定する破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に規定する特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

エ 直近の下関市税を滞納していないこと。ただし、下関市内に本店、支店等がない場合は、本店所在地の直近の市町村税を滞納していないこと。

オ 下関市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成 27 年 9 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

## 6 参加申込手続

参加意思がある場合は、次により提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第 1 号）

イ 宅地建物取引業者免許証の写し又は宅地建物取引業法第 77 条に規定する国土交通大臣あての届出受理書の写し

ウ 誓約書（様式第 2 号）

エ 法人登記簿謄本（全部事項証明）

オ 直近の下関市税に滞納がない旨を証する書類（下関市内に本店、支店等がない場合は、本店所在地の直近の市町村税に滞納がない旨を証する書類）

(2) 提出期間

令和 2 年（2020 年）5 月 11 日（月）から

令和 3 年（2021 年）2 月 26 日（金）まで

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までの間)

※郵送の場合は、提出期間最終日必着のこと。

(3) 提出先

下関市港湾局振興課

〒750-0066

下関市東大和町一丁目 10 番 50 号 下関港国際ターミナル 3 階

電話：083-231-1277 FAX：083-233-0860

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、一般書留等の配達証明が取得できる方法に限る。

※提出方法にかかわらず、下関市が参加申込書等一式を受理したときは、その旨を申込者に連絡する。

7 審査

下関市が、参加申込書等一式を受理したときは、都度、速やかに審査を実施し、参加資格要件を満たしているとは認められるときは、契約相手方として決定するものとする。

8 審査結果の通知

下関市が、参加申込書等一式を受理した日から 1 4 日程度で、書面により審査結果を通知する。

9 契約締結

契約の相手方に決定した旨の通知を受けた者は、速やかに下関市と業務委託の契約を締結するものとする。

10 特記事項

業務委託に係る特記事項は、別紙 2 特記仕様書（簡易編簡易）及び別紙 3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項とする。

11 問合せ先

下関市港湾局振興課 （担当：中村・小野）

〒750-0066

下関市東大和町一丁目 10 番 50 号 下関港国際ターミナル 3 階

電話：083-231-1277 FAX：083-233-0860

電子メール：[kwdejima@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:kwdejima@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

12 施行期間

この要領は、令和 2 年 5 月 1 1 日から施行する。